

## 令和4年度 介護保険適正化事業「ケアプラン点検」の結果について

介護給付費適正化事業につきましては、作成されたケアプランや提供されたサービスが利用者の心身の状況にあった適切なものであったかについて、介護支援専門員とともに検証・確認することにより、真に適正な介護保険事業運営を図ることを目的として、各保険者において実施することが義務づけられています。

本市におきましては、介護給付費適正化事業の実施にあたり、ケアプラン点検を一方向ではなく双方向で行い、保険者と介護支援専門員が共に確認しあうことも目的としています。

また、ご提出いただきましたケアプランについて、単に不適切な部分を指摘・批判をするのではなく、共にレベルアップを図ることができるよう継続的に支援していきたいと考えております。

この度、令和4年度に実施しましたケアプラン点検の結果を取りまとめましたので、その概要をお知らせします。

### 記

#### ■第1回ケアプラン点検（令和4年8月実施）

##### （1）調査対象、対象事業所数等：

①買物や簡単な調理もできる状態の方に、訪問介護の身体生活（身体介護と生活援助の両方）を利用されている者

（対象事業所3事業所、対象者数3人）

②買物や簡単な調理もできる状態の方に、訪問介護の生活援助を利用されている者

（対象事業所16事業所、対象者数27人）

##### （2）確認事項：サービス提供の必要性

（3）結果：適切なケアマネジメントに基づきサービス利用が行われており、サービス内容等について再点検の必要がある事例は認められなかった。

#### ■第2回ケアプラン点検（令和4年11月実施）

##### （1）調査対象、対象事業所数等：

①訪問介護の生活援助が、早朝・夜間時間帯に利用されている者

（対象事業所7事業所、対象者数9人）

②要介護1以下で、歩行や移動ができる身体軽度状態のうち、福祉用具貸与の車いすが貸与されている者（対象事業所13事業所、対象者数21人）

(2) 確認事項：

サービス提供の必要性

(3) 結果：適切なケアマネジメントに基づきサービス利用が行われており、サービス内容等について再点検の必要がある事例は認められなかった。